

平成27年第4回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成27年12月11日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第81号 西郷村税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第82号 西郷村個人番号の利用に関する条例
- 日程第 3 議案第83号 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為北部仮置場進入道路工事（第2工区）請負変更契約について
- 日程第 4 議案第84号 平成27年度西郷村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第85号 平成27年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第86号 平成27年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第87号 平成27年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第1 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 請願・陳情に対する委員長報告  
文教厚生常任委員会  
請願第 4号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める請願書
- 追加日程第2 発議第 8号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について
- 日程第 9 議員派遣の件
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第12 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 閉会

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員 なし

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	金田昭二君
参事兼 住民生活課長	相川 博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福 祉 課 長	中山隆男君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	伊藤秀雄君	農 政 課 長	東宮清章君
建 設 課 長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
参事兼 上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局 長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで諮問1件が追加提案されました。議長において日程を追加し、直ちに議案を上程したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、追加議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（諮問第2号）

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました諮問1件につきましては、日程第7の次に追加日程第1、諮問第2号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、諮問第2号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（白岩征治君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（白岩征治君） 続いて、諮問第2号に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたしますのは、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

現在、本村においては6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち、鈴木茂氏が平成28年3月31日をもって任期満了となりますので、後任の候補者として内山重美氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

内山重美氏は、平成23年3月、福島県社会福祉事業団を退職され、現在、村の民生委員、児童委員をはじめ、社会福祉法人しらかわ会の監事を務められております。また、平成16年4月から1年、西郷村在宅介護支援センター運営協議会委員も務められました。

このように豊富な経験を有し、地域住民の信望も厚く、人権擁護に関する深い理解もあることから、人権擁護委員の任に当たられるものと考え、このたび候補者として推薦いたしたく、意見を求めるものでございます。

以上、本日追加提案いたしました諮問につきましてご説明を申し上げます。ご審議の上、ご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第81号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第81号に対する質疑を許します。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番藤田です。議案第81号「西郷村税条例等の一部を改正する条例」に対して質疑をいたします。

この議案は、国税における猶予制度の見直しが行われ、これを受けて地方税法が改正され、西郷村でも税条例等改正のためのもので、これは納税猶予制度に係る見直しと理解しますが、どのように改正され、具体的にお聞かせください。また、これまでの制度と違う点をお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（金田昭二君） 7番藤田議員のご質疑にお答えします。

今回の村税条例の改正の主な点でございます。猶予制度の条例への規定が新たに制定するものでございます。この規定については、今まで地方税法の15条関係で同様の規定がされておりましたが、各市町村の実情に応じて条例で定めることとなったために、平成28年4月から施行するというので、今回、改正をしたものでございます。内容としましては、国税徴収法等の規定をほぼ踏襲するような形で、標準的な規定としております。今後、これらの条例が実情に合わない場合には、さらに改正をしていきたいというふうに考えております。

今までと、この手続の上でどのように違うのかということでございますが、今まで地方税法に規定はされておりましたが、村としては、この猶予制度を用いる前に分納誓約、滞納者に対しては、その収入の状況、生活の状況によりまして、一括して納付できない場合には、分割して納付をお願いしてきたところでございます。そのため、地方税法では5年間という時効の成立がされますが、その前に滞納者と面談の上、分納誓約を結びまして、その時効の中断をしているところでございます。それで、今まで分納誓約につきましては、おおむね最長でも2年間の分割納付をお願いしてきております。本来ですと一括して納付という形ですが、滞納者の生活状況を勘案したときに、なかなかそれを一括して一度に回収することはできませんので、おおむね2年間、最長でも2年間という形で、分割しての納付をお願いしてきているところでございます。一応今までは、分納誓約の提出をもって対応してきているというのが現状でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の再質疑を許します。

○7番（藤田節夫君） 7番。

これ、納税猶予制度が変わるんですね。国税が変わったんで、地方税のほうも。そういった中で、今までは職権型、今度は申請型というのが加わったと思うんですけども、その辺の説明をしていただきたいと思うんですけども。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（金田昭二君） 今回、猶予制度の制定によりまして、滞納した場合には、本人の申し出によってその猶予をすることができるという形に変更になります。

しかし、実際、現実的には、なかなか猶予制度を直接適用することが困難な事例も多く見られます。例えば財産がないとか生活に困窮して、この猶予制度では、なかなか納付を解消するのが困難だというような状況が数多く見られます。そのためにこの猶予制度、制度化はしますが、当分の間は並行して、今まで対応してきた分の誓約による納付と、あとは最終的にこの条例の適用をしなければ納付が困難だという方に対しては、最終的には猶予制度の適用というのも村では考えていく必要があると思えますが、当面は納税者との納税相談を主にやっていきまして、できるだけ生活が困窮にならないような状態で、納付をお願いしていくということをして続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今までもそういった滞納者に対してはいろいろあるんで、相談をしながら決めていくということですけども、申請型というのは新しく、これはできたんですね。要するに個人が、滞納者が申請をして、それで、そこでお話をして分納していくというようにしていくということに、その制度が変わったことについての今回の条例改正ではないんですか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（金田昭二君） 今回、地方税法の改正によりまして、各市町村の条例で定めるといふ地方税法の委任の規定が新たに制定されまして、各市町村の条例で定めなければ地方税法の適用を直接受けるということになりますので、そうした場合には国税徴収法の適用が主に適用されますので、それよりも軽減措置を講じた上で各条例で対応していくというような規定になっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 国税のほうと地方税の関係であって、なお、さらに村条例で緩和していくというようなことで、この条例は私も悪いものじゃないとは思いますが、何か今のお話を聞いていると、申請すると、これ、なっているんですね。滞納者は。滞納6か月過ぎた時点で。そういったことは、西郷村でも実際にやられるということを理解していいんですか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（金田昭二君） 地方税法の規定では、納期限から二十日以内に督促状を発送するのが原則です。これによりまして、督促状の発送から十日を経過した日ま

でに納入されなければ、滞納処分に着手するというふうな規定になっております。しかし、現実的には、村として督促状を発送してすぐに滞納処分に着手するという事はなかなか困難でございますので、ある程度、滞納者に対して接触を持って対応しているところ です。

ただ、その六月以内に猶予制度のこの制度を適応して申し出があるかといいますと、滞納者の場合、やはり2年、3年そのままにしておくという方が多くおられます。そのため村としては、そのまま不納欠損処理というわけにはいきませんので、その前に納税相談なりを行い、滞納者と接触を持ちまして、給与の照会とか生活の状況を見まして、それで納付可能であれば、ある程度計画的に納付してくださいという方向に持っていております。

ですから、今回条例で定めます猶予制度、これを六月以内に即申告しなさいというような考え方では持っておりませんので、ある程度その幅を持たせた形で対応していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これまでと何ら変わることがないということですがけれども、2年、3年、今でも当然いっぱいいると思うんですけれども、これは新しくなるということは、結局滞納して6か月以内に申請を出せという間に、ずっと滞納者は別にしても、新しく何かの災害とか、何かでいろんな問題で滞納している人は、6か月以内にこういう手続もあるんだよということになれば、そこで一つの歯止めになっていくんじゃないかなと。こういうのもあるんだということなので安心して相談に来られると。そのとき、分納はこうやれということが、促すというか、そういった意味では有効な手段なのかなと思うんですけれども、その辺もうちょっとお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（金田昭二君） お答えします。

滞納者に対しては、法例で定められている納期限の二十日以内の納付がなかった場合には督促状を発送するというのは、これは既に実施しておりますが、それ以外に催告書の送付ということで、滞納者に対しては年に2回から3回、納付がないものについて催告書を送付しております。これは実質促すということでの周知でございますので、これ自体に滞納処分の停止をすとか、そういう効力はございませんので、あくまでも滞納額があつて、さらにその納付がない場合には、延滞金とかの上乗せがしていきますよという形での通知等を行っております。さらに、それでも納付できない場合の相談等も受けておりますので、そういう形で新たに猶予制度も含めて周知に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 課長が言わんとしていることはわかるんですけれども、私が言いたいのは、こういう申請制度ができたんで、ぜひ今言われた督促状なり、その後の送るときに、こういったものもあるよということで、一緒に送付、相手に送って相談しやすくなるような制度にしたらどうなのかなと。制度というかやり方。

さらには、これには延長することもできますよね。滞納した分、1年で分納して納めるということになるんでしょうけれども、それでどうしても払えない場合は、またさらに1年延長するというのでは大丈夫なんですか、その辺は。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（金田昭二君） 今までこの猶予制度を用いないで分納誓約という形での扱いも、ほぼこの猶予制度と同じような形にはなっておりますので、いろいろな方法を取りながら、できるだけ滞納の縮減に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○7番（藤田節夫君） はい、了解しました。

以上で質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第81号「西郷村税条例等の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第2、議案第82号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第82号「西郷村個人番号の利用に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第3、議案第83号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第83号「除染対策事業平成26・27年度債務負担行為北部仮置場進入道路  
工事（第2工区）請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第4、議案第84号に対する質疑を許します。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番。議案第84号について2点ほど質疑したいと思います。

第1点目なのですが、農林水産業費で、農業委員会の職務代理者の減額であります。  
まだ12月というのに少し減額するのが早いのではないかなど。さらに、なぜ職務代  
理者がいないのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（近藤伸男君） ただいま大石議員のおただしにお答えいたします。

現時点で、まず減額したということは、総額でいきますと、予算的にまだ委員の金  
額等々で何とかやれるということで、まず職務代理、その金額で調整させていただきました。  
かつ、任期中であります。1名の委員の方がお亡くなりになりましたもの  
ですから、その分も含めて減額といたしております。

なぜ職務代理者がいないのかという点でございますが、選挙で選ばれて、あと、各  
団体の代表の方の推薦をいただいて、委員の方の第1回目の臨時の総会がございました。  
そのときに会長及び職務代理者を決定するということになりまして、議題で進め  
てまいりました。会長はすんなりというか決まりました。次に、職務代理者の選出と  
いうことになりましたが、委員の皆様の中から自薦及び他薦というものがありません  
でした。それで、その件につきまして、皆様からいろいろご意見をいただいて、議  
事録にもありますが、現時点で推薦、自薦はございませんので、次回また時間を持ち  
まして、次回のその次か、機会あるときに、またおはかりするという方向でいかがで  
すかということで、委員の皆様にはかりましたところ、異議なしということがありま  
して、そのまま現在に至っております。

農業委員会の仕事といたしまして、職務代理者がいないとどうなるかということな  
んですが、法律とか、その他いろいろなところに規定されておりますが、会長に事故  
があるときには委員の中からはかりまして、そこで代理の方を選んでということであ  
りますので、なおかつ最年長の方をもって、農業委員会の総会のときにおきましては、  
最年長の方を議長として進めるということでもありますので、総会時については最年長



の方にお願ひするということになります。

以上であります。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度質疑させていただきます。

農業委員会の問題であって、議会で取り上げる筋合いのものではないと、そのようにも考えております。

そんな中で議員から選任された議員の方々もいらっしゃるわけでありまして、組織というのは、まず最初に組織が固まって、会が固まるということで、私は認識している次第でありますけれども、近くの年度に農業委員会も変わっていくんだということをマスコミ等で知らされておりますが、新農業委員会制度がいつごろから変わる予定で通達なり何なりが来ていたら、お聞かせ願ひしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君に申し上げます。西郷村議会会議規則第54条の発言についてですが、ちょっと発言取り消しから外れているのかなという気がしますので、ちょっと議題を変えて、よろしくお願ひしたいと思います。（不規則発言あり）直接予算に関係する……（不規則発言あり）

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 議長に申し上げたいんですが、補正予算イコール来年度予算に関係してくると思うんです。知る権利は議員にあるんですよね。その何条というやつを刷って渡してください、わかりませんから。その解釈と以前のそれに対する……（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 人事案件に対するようなものだと思いますから。（不規則発言あり）では、そのまま続行してください。

○14番（大石雪雄君） 私はもう質疑を終わっているんです。答弁をもらうだけなんです。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（近藤伸男君） ただいま質問ありました大石議員の質問にお答えいたします。

大きく農業委員会制度の中では7つの大きな項目で変わってきますが。（不規則発言あり）農業委員の選出方法が変わるという点があります。大きな7つの中の1つになっております。

まず、公選制から地域推薦及び公募ということになります。それから、認定農業者を過半にし、利害関係者以外も登用しなさいということになっております。かつ、女性ですとか、青年の登用を促進しなさいということになっております。

人数ですが、まだ事務局の内部の案ではございますが、選挙で選ばれる委員の方の約半数程度を考えております。

今現在、委員の方につきましての任期が平成29年7月19日となっておりますので、西郷村につきましては、平成29年6月議会に、委員を決めまして議会にはかるということになっていく予定でございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 議長のほうから指摘があって、何か議会はもう余計なことを言うなど、何かそういうふうな感じがします。西郷村も歴史があって、以前と現在と過去があるんです。まして予算に関しては、12月の予算というのは次の当初予算にかかわる重要な質疑に入ると思うんですよね。そういう中で、予算に対して関係ないから聞くなと、外れているから聞くなというのは大変遺憾に思いますので、申し添えておきます。

さらに農業委員会の事務局長にお伺いするんですが、平成29年に変わるんだと、制度が変わるんだと、国の制度だから、国からの制度だから、もうどうのこうのはありませんけれども、やはり現時点で、行政はあらゆる組織のトップであるという観点に立ったときには、組織だけはしっかりした組織をつくって挑んでいただきたいなどいっても、事務局長が選ぶわけじゃないですから、農業委員会の方々にマイクを通してお願いしたいということで終わりたいと思います。

さらに別角度から全体でお聞きしたいんですが、最近、国の制度が大変めじろ押し、マスコミを聞く限りでは変化しつつあるんです。そんな中で、この予算書の中には臨時職員の給料やら手当やら、いろいろ載っていると思うんですが、県の最低賃金を1,000円にしろと言われたときに、総務課長、対応できますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 大石議員のご質疑にお答えをいたします。

国のほうでそういう話が出ておりますが、当然国の方針としてそういう形になってくれば、それは検討して予算自体を構築しなければならない、そういうふうには思っております。それで、できるかできないかにつきましては、やはり財政と相談しながら、それから各課の仕事の状況を考慮しながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 来年度の新年度予算までには、多分に国会のほうでは決定されて、通達なり何なり行政のほうにも来ると思うんです。ですから、もう先取りして、国との情報を先取りをしていかないと、行政が麻痺しちゃうんじゃないかなぐらい、いろんな角度で起きていると思うんです。ですから、ぜひともそういうふうな状態になったときには、できる限りのことはやっていかなきゃならないなど、そのように思っております。

さらに、寒冷地手当が補正の中に入っております。寒冷地手当は何か級があって、栃木県栃福橋をまたいで六級、五級かな、五級、四級かな、そういう観点に来ているみたいでありますけれども、やはり何か昔は寒冷地手当でスタットレスを買うんだという職員がいましたけれども、最近の寒冷地手当というのは安いんじゃないの。どうなんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

以前は支給方法も違っておりました、8月ということ、それから、給料比例という部分もございましたので、金額はそれぞれによって違っておりましたが、現在の寒冷地区分は、扶養のある職員、それから世帯主の職員、それ以外の職員ということで、一番高い扶養のある職員が1万6,800円。(不規則発言あり)月です。それで11月、12月、1月、2月、3月と5か月間支給するんですが、それから世帯主である職員が1万200円、あとちょっと記憶、正確な数字覚えていませんが、その他の職員が7,000円、8,000円弱だと思います。そういう形で以前よりは金額は少なくなっております。

それで、級地区分も温暖化の影響もございますので、人事院のほうでメッシュで温度を測定しまして、それによって級地が変わってきますので、昔よりは下がっているかと思えます。

以上です。

○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。

○14番(大石雪雄君) 総務課長が言うように、昔は、俺それで、その手当でスタッドレス買ってはくんだという職員の方がいたのを思い出して、教育長の寒冷地手当を見ると、3万円そこそこで何買えるんだ、これという感じもしております。そういう観点からいくと、出すものは出すと、そのかわり一生懸命やれというところが一番大事なのかなという感じもしております。

さらに、通勤手当の資料を前回、この前にとっておりますけれども、先般に言ったように栃福橋を渡って、栃木県の境を渡って寒冷地手当がつくんだということのある職労の方に聞いています。そういう中で通勤手当、例えば2万5,000円以上の通勤手当が出ている場合に、どの辺から来ているんだかわかりませんが、そういう方にも寒冷地手当はついているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長(白岩征治君) 総務課長。

○参事兼総務課長(山崎 昇君) お答えいたします。

寒冷地手当は在勤地ということで支給することになっておりますので、寒冷地手当は支給になります。

○議長(白岩征治君) 14番大石雪雄君。

○14番(大石雪雄君) 再度、再々度かな、質疑いたします。

勤める場所によって寒冷地手当というのは出てくるわけ。例えば私が東京から、暖かいところから通勤する場合には、それでも出るということなんですか。また、行政からの命令によっての移動と、あとは、自己のための都合のための場合も関係なく、役場に勤めている場合は出るということで認識してよろしいんですね。

○議長(白岩征治君) 総務課長。

○参事兼総務課長(山崎 昇君) お答えいたします。

それは関係なく、在勤地ということで支給になります。

○14番(大石雪雄君) はい、了解いたしました。

質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） ほかにございませんか。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 13番。質疑をさせていただきます。

一般会計の資料の中の13ページなのですが、13ページに負担金補助及び交付金の東京にしごう会補助金、減額15万円ですか、なっております。そもそも、この東京にしごう会という会の設置された目的、それからその会長様、それから事務方、一般の事務方、会計の事務方、それから、この東京にしごう会の補助金は、村の交付要綱に沿って交付されている金額なのか、そして、平成27年度分の収支決算はどのようなになっておるかをまずお伺いをしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

ちょっと資料を手元に持ち合わせておりませんが、東京にしごう会の趣旨としましては、関東近辺にいらっしゃる西郷出身の方、それから西郷村に会社のある関係者の方、そういった方の親睦の会であります。

それで、去年度の決算に関しましては、会費が約120万円、会費とそれから懇親会費です。それで自己負担が120万円。それから、去年は風評被害の補助を受けておりますので、その関係で、役場直接の支出として、会関係では300万円弱の予算を支出しております。それから、会長に関しましては、アサヒビールの元副社長薄葉久さんでございます。それから、（不規則発言あり）去年度は補助は使っておりませんので、補助金要綱はつくっておりません。

それで、今年度に関しましてなんですけれども、当初、補助金ということで15万円計上しましたが、それは昨年度、県の補助がございまして、それが今年では使えないということで、当初15万円の計上をさせていただきましたが、その後において県の補助が大丈夫だということで、補助金を使う必要がなくなりまして、今回落とさせてもらっているわけなんですけれども、それで補助要綱は今のところつくっておりません。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 設置目的が非常に曖昧なんです。きちんと目的、きちんとした会の目的、規約というか会約、規則というか、そういったものに従って、目的をきちんとお話ししていただきたいということを1つ。

それからもう一つは、今回150万円減額して補助金、一般会計から減額されていきますが、これを（不規則発言あり）15万円はやっていますが、これを上程する段階では、きちんとやっぱり村の条例にのっとった予算の編成だと思うんです。だから、その根拠を、条例というのは、やっぱり補助金ですから、これは補助金交付要綱に私は従っているんじゃないかと思うんですが、これに従わない補助金というのはあるんですか。その辺について、まずお伺いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

もちろん補助金の交付要綱がございまして、その下に各補助金に関する規則がございまして、各事業について補助金の要綱をつくるわけなんでございまして、当然、役場の補助金の規則にのっとった形で進めますし、要綱もつくるといことになります。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） ですから、今のその会の設置目的をきちんと、曖昧じゃなくて、きちっとお話ししていただきたいということと、それから、当然、村の補助金要綱の規則にのっとって、当然補助金は支出行為ですから、法例条例にのっとった支出行為、予算編成だと思うんです。そのときには補助金を、当然こういうふうに支出するとなると、やはり補助金をここにあるような、いわゆる事業計画、それから収支予算書、こういったものときちんと添付して、最後には実績報告というものをされると思うんですが、この事業計画の中身についてと、それから収支予算の中身についてちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

もちろん東京にしごう会の規約ございまして、規約の中の目的は……（不規則発言あり）ちょっと資料をとりに戻って用意いたしますので、すぐ戻りますので、ちょっと時間いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 総務課長、私らは資料要求できないんですって。資料要求してもらえらば、そんな一々答弁もらうことないんですけども、少々探しても、全部これ言葉で言ってもらえないです。一問一答制だということで、やれ、そういうことをやれということですから、議運では。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） ちょっと待ってください。

13番。

○13番（佐藤富男君） 今の8番議員のような、私の質疑に対してそういうことを言うのであれば、これ認められるんですか、こういう話は。

○議長（白岩征治君） ちょっと待ってください。（不規則発言あり）

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 議長に申し上げます。

ただいま佐藤富男議員の発言の中で、執行部側は資料をとりに行ったりそういったことはできませんという、いつ決まったんだかわからないような発言がありました。議長のほうで議事整理をお願いします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 先日の12月2日の議会開会日の終わった後に、議員の全員協議会がありました。この中で、今後の議会運営の改善について、議会運営委員会を開催をして、そこで決まったことをご報告しますということで、3つのいわゆる改善案を我々に唐突に一方向的に示してきたと。

これは、その中身については、1つは一般質問の通告については、開会直前の議会運営委員会開催までに正午まで持ってこいという一方的な取り決めです。これは誰も私たちは要求してないんだけど、そういうことを決めてきたと。

あともう1点は、一般質問の通告内容に対する執行部との打ち合わせなどは、役場内等公共施設内とするという、これを議運で決めてきた。これ、なぜそういうふうに、我々は別に聞き取りを強制しているわけでもなし、そのことを執行部に聞き取りしろと言ったわけでもない。ただ、執行部側の課長さん方がその都合で、答弁する側がもっと内容を聞きたいということで各議員にお電話があつて、そこで聞き取りに各個人の家に来ているというのが事実なんです。それは私は、別に一生懸命やられていることですから、課長さん方に来るなと言う気もないし、私は一生懸命仕事をやっていると思ってます。私の家でも随分、課長さん聞き取りに来られました。うちの女房は丁寧にお茶を出すし、お茶菓子は出すし、果物は出すしということで、本当にそうしてやっていますよ。別に和気あいあいやっています。特別私は強制するわけでも何でもないし、このことが悪いと言っているんですよね、議会運営委員会は。だから、それをやめろと言ってきたんです。

問題は最後です。一般質問中及び質疑中の資料請求は認めないと、はっきり議運で決定したんです。議運で決定して、全員協議会でそれを議運長は示した。なぜか。インターネットで議会中継を見ていたある村民が、そういうことをやっていると言っていると議会が中断、中断するからやめろと、認めるなど言われたからやったというのが実際、議会運営委員長の話でしょう。中断、中断するのがだめであれば、私が言っている質疑に対して担当課の課長さん方全員が、どのような質問が出て、質疑が出てもいいような体制をつくって出てくる必要があるんですよ。そういうふうに一方的に資料を要求してはだめだというのであればですよ。我々からすれば議会が中断するわけですから、課長さん方の職務怠慢だ、能力不足だと私は思いますよ。だから、答弁できないんですから。

ただ、そのようなものじゃないんです。資料要求をすることも、課長さん方が資料をとるために、答弁するために時間をいただくことも、これはやむを得ないことなんですよ。これは誰でも万人そんな立派な人間じゃないし、神様でもないんだから、それを一方的にそういうふうに議会運営委員会で取り決めするから、だったら今回、課長が時間とってくださいと言ったときに、これは議会の中断ですから、一般村民見て、何やっているんだ課長と、そんなことも答弁できないのかもし思ったら、これは課長の能力が問われますよ。

そんなことじゃなくて、きちんとするために必要なものは必要だとして、そしてまた議会が本来の正常化というのは、議案に対してきちんと精査をして、そして議会のいわゆる議員としての職責を果たす、そういう議会の議論、これを行うことが議会の正常化なんですよ。質疑もしない、一般質問もしてない、ただいきなり賛成やることが正常化じゃないんですよ。このことを私ははき違えていると思う。

そして、今言ったように議会運営委員長がそんな大きな声出して、自分で言ったで

しょう、これ。議員を威嚇するような発言を議場でしてはならない、これはつきり書いてあるんじゃないですか、言ったんじゃないですか。そして、みずからがそれを犯しているんじゃないですか、議運長は。

私が言っているのは、一般会計補正予算の中で東京にしごう会という補助金を出している。その中で15万円減額したと。その東京にしごう会がやってきた実績、どのようなことをやって、予算要求して、村が予算を出すこと自体が本当に適切であるかどうか、無駄がないのか、最少の経費で最大の効果を挙げているのかということを知りたい。聞くために私はこういう質疑をしているんじゃないですか。それをああいふふうに議会運営委員長がやろうとして、とんでもない話ですよ、これ。議案、これ質疑、前へ進まないですよ。議長。

○議長（白岩征治君） 先ほどの金田……（不規則発言あり）ちょっと静粛に。金田君より議事進行がございまして、まだ（不規則発言あり）ちょっと後藤君、静粛に。（不規則発言あり）今その説明をしますので、この議会運営委員会では3つの案が示されて決定しました。（不規則発言あり）議会運営委員会の中では決定しました。（不規則発言あり）ちょっと待ってください。それで、全員協議会において皆さんに協議をしたところ、やはり審議がまだ未熟だということで、これは継続審議ということで、継続にこの間の委員会で決まったものですから、まだ決定したわけでもないし、継続中がございまして、その辺をご理解していただきたいと思っております。

ですから、資料請求については、やはり地方自治法、それにのっとってやっていただきたいというだけでありまして、別にここで制止したあれでも何でもないので、その辺ご理解をしていただきたいと思っております。（不規則発言あり）まだそれは私はよくわかりませんが、一応その資料、今、総務課長がここで手元にその資料がないということでございまして、ここで暫時休議をしまして……（不規則発言あり）失礼しました。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 時間ですので、ここで、これより午前11時20分まで休憩いたします。その間に総務課長、資料のほうをよろしくお願いいたします。ここで休憩いたします。

（午前10時58分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） それでは再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第84号についての質疑を続行いたします。（不規則発言あり）

○13番（佐藤富男君） 審議に入る前に、私から議長にお話があります。というのは、私がここで整然と議会議員として一般会計の質疑を行っている、その質疑を行っている段階で議会運営委員長が私にその発言を威嚇して、させないような発言を議場でやったということは、とんでもない、これは会議規則に反しますから、きちんとここ

でおわびしてください。おわびしないと、これは前に進まないですよ。

(「議長、議事進行」という声あり)

- 議長(白岩征治君) 今、13番佐藤富男君より、議長に対しての質疑がありました。その前に8番金田議員より挙手がありまして、それを私、制止しておきましたので、その議事進行について金田議員から議事進行がありましたので、(不規則発言あり) 挙手がありまして、それについて議事進行が優先しますので、ちょっと金田君の議事進行を許します。

8番金田裕二君。

- 8番(金田裕二君) 8番金田です。

議事進行について申し上げます。先ほど13番議員の発言の中で、議会運営委員会の中であたかも決定されたような誤解を招く発言が多々ありましたので、その点につきまして再度、議会運営委員会を直ちに開催していただき、それを確認の上、皆様に報告したいと思っておりますので、議長、その取り計らいをお願いします。(不規則発言あり)

- 議長(白岩征治君) ただいま8番金田議員より、議会運営委員会を要請していただきたいということでございますので、ここで……

(「議長、議事進行」という声あり)

- 13番(佐藤富男君) 今の議事進行は、議事進行になってないですね。議事進行を行う中において、何が問題で何のための議会運営委員会なのか、これについてきちんと発言をして、何を議会運営委員会は審議するのかということを取り決めをして、それで議会議場にはかって、議長からはかって、一応、議運を開くというのがあれなんじゃないですか。その問題について、議運長の発言について、いやそれはおかしいということが、もしほかの議員からあれば、そのほかの議員からも議事進行で意見が出てくるんじゃないですか。即刻その議運をやるのはおかしいし、まして、その中身がわからないです。なぜ議運を開くか。

- 議長(白岩征治君) 今、13番佐藤富男君より、金田議運長が言ったことについて、ちょっとおかしいんじゃないかと、その内容をきちっと明確にして、それで議会運営委員会を開くのが筋じゃないかということなんですけれども、その内容について、今先ほど議会運営委員長からお話があった、議会改善の中で1番、2番、3番ということがさかも決まったように言われたというようなことでありましたので、その誤解を解くために、一応もう一度議会運営委員会を開いて、皆さんに正式なご回答をしたいというような話です。

(「議事進行、再度」という声あり)

- 議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

- 13番(佐藤富男君) 12月2日の議会が終わった後の全員協議会の中で、議会運営委員長は前に出て、議会運営委員会で決定した改善案についてご報告しますということであったんじゃないんですか。私は、議会運営委員会で全員賛成で決まったと聞いてますよ。この改善案については。ただ、我々わからない中で、だから、なぜ勝手に



そうやって誰も頼んでもいないのに、議会運営委員会はそんな改善案を決定するんだということで問題になったんじゃないですか。そのとき決まっているでしょう、もうわかっているでしょう、そんなこと。議運やらなくても。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君に申し上げます。議会運営委員会で案は決めたんですけれども、議員の皆さんの承認をもらっていないわけですから、その案は決まったんですけれども、（不規則発言あり）その点について誤解が招かれている、この審議が中断しているわけですから、だから、一応審議は継続ということでこの間の全員協議会で決まったものですから、だから、まだ決定はしてないです。

（「議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） それ、議運の中では決まったでしょうということ、議運の中では。だから、議運の中で決まったでしょうということ。私が言った、それですよ。議運でそのように決まったから、議運の決まったことのように、この議会運営やったらこうなりますよということをやったんじゃないですか、私は。それが悪いというんですか。だったら、議会運営委員会で決めたことが悪いんですか。

○議長（白岩征治君） 私は悪いということ言ってないんですけれども。ですから……

○13番（佐藤富男君） 議会運営委員会で決まったでしょう。

（「議長」という声あり）

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 先ほどの本題以外で停滞しておりますので、早速、先ほどの議運の開催を要請しておりますので、お願いします。

○議長（白岩征治君） 今、議会運営委員長金田裕二君より……

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 議長、今、金田委員長が議会運営委員会を開催してくれと、何をもって開催する。この前の確認だと、確認もくそもあるまい、自分が代表者でここで出て、そういう話が行われたと言っているんでしょう。何を確認するの。

それで、順序が逆だと言っているの。全員にはかって、そこで実はこういう問題でちょっと改革したほうがいいんじゃないのと、その手続を踏まないで、議会運営委員会の中でこうだからこうだと、あとの委員以外はこれを了解しろと、話が違うというんだ、私は、逆。そういう問題を議長も同席しているんだから、その辺をちゃんと考えてやらないと、どうなんですかということですよ。

これを最も私、懸念するのは、議員が議員の一番大事な議会制民主主義のそういう中で、議員の発言権とか、いろんなそういうことをみずから制約するようなことを、まかり通っているとどうなるんだということ。我々の使命はそういうことじゃなくて、対執行部においてチェック機関でしょう。提案するなり協調するなり、いやこれは異議ありとか、そういう活発な議論を通して、この議会というのは成り立つわけでしょう。それを、そういうことを本来持っているしかるべきそういう職責をみずからの手

で制約するとか、これは規則ちょっと逸脱しているからとか、たまにはそれありますよ。でも、お互いのそういうある程度許容の範囲において、人間完全じゃないから逸脱してもしようがないんですよ。そのようなそういう配慮のもとで、議長は議会を運営してもらわないと困ってしまうんだ。一々これは会議規則に違反しているからとか、そんなあげつらったら、これ我々だってどンドン言いますよ、そうしたら。そういうことをまず決めるんだったら、やはり全員で最初からこういうあれはどうなんですかと、全然道が逆じゃないの、これ。議長、その辺の見解を言ってくださいよ。

○議長（白岩征治君） 今12番後藤君からお話がありまして、誤解を招かれているというようなことで、順序が違うだろうということでございますので、ここで議会運営委員長に、その説明をもう少しここでやっていただければと思います。（不規則発言あり）経過について、もう少し。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。いつでしたっけ、2回目の全協ありましたよね。あのとき私ここで提言させてもらいましたよね。いわゆる開催前にも、前の議運の中では同じような話が出ていたと。しかしながら、議運の中でまだ習熟することができなくて、先送りになったというお話をしましたよね。今回また改正後にこの話が出て、ただ我々16人がまだ十分に習熟してない部分がありますよということをお話ししましたよね。ですから、今回は、この話は全て16人が習熟できるような時間をとっていただいて、ここで拙速に決めることじゃないんじゃないですかというお話をさせてもらったと思うんです。

そのときの対応がきちんととられないということで、片方はこのまま進むんじゃないのか、片方は止まっているんだよという、お互いに平行線の話になっていると思うんです。その部分をきちんと確認していただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 第2回目の全員協議会で、そのときにもお話ししまして、なかなか結論が出なかったというようなことで、これはやっぱり継続審議にしておくべきだろうということで、全員協議会の中では一致しまして、それで今日に至っているものですから、この議案の改善については、まだ決まっておりませんので、その辺をご理解していただければと思います。

（「議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番、議事進行をさせていただきます。

私も一般会計補正予算質疑するなり、いきなり議長のほうから何条何項によってという発言がありました。条例というものは両方にとれるんだなと、とればとれるんだということを申し添えながら、議事進行を話したいと思います。

本来ですと、議長が議運を要請するのが当たり前であって、議事進行で議運がこうということで議運を開きますなんていうのは前代未聞ですよ、これ。まず、議会がス

トップしちゃっていると、議長がもうどうにも行き詰まったと、それで議長が開会すると同時に理由を説明して、議運を要請しますと言えば問題は出ないんです、これは。それを議運長が、それこそ議事進行という中で、議運を開きたいから議長どうですかと、これ逆さまだよ、議長。もう少ししっかりしてやっていただきたいということで議長に申し添えて、議事進行を終わりたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ただいま大石雪雄君より議事進行にありまして、やっぱり議長の議事進行がうまくないということでございますので、確かに本当に皆さんに申しわけないと思っております。

これについて、また誤解をされているものもございますので、ここで暫時休憩をいたしまして、議会運営委員会を再度開いていただいて、それでしっかりした、誤解の招かれないように、議会運営委員長のほうからご説明をさせていただきますので、ここで暫時休憩いたします。

（午前 1 1 時 3 5 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） それでは再開いたします。

（午前 1 1 時 3 5 分）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時ではちょっと時間が足りないということでございますので、これより 1 時まで休憩したいと思います。よろしく願いいたします。

（午前 1 1 時 3 5 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第 8 4 号について会議を続行いたします。

休憩前に議会運営委員会を要請したことに伴い、ここで議会運営の委員長の説明を求めます。

8 番金田裕二君。

○議会運営委員長（金田裕二君） 先ほど議運を開催させていただきました。その中で協議されたことを申し上げます。

その前に、冒頭、先ほど私、1 3 番議員の質疑中に不適切発言があったことをおわび申し上げます。

それでは、議運で再確認した項目について申し上げます。

1 2 月 2 日に議会運営委員会の協議事項について、その内容についてを説明するために全員協議会を開催させていただきました。その席上、議運で皆様におはかりする内容を決定した旨の内容でございます。議会運営委員会で決定したのは、全員協議会にはかる内容について決定したということ、そして、そのときに私が申し上げたのは、全員協議会に皆さんの意見をさらにここで聞くために開催した旨を申し上げてお

ります。ですので、議会運営委員会では、3つのものを提案させていただきました。それについては、先ほど13番議員のほうから1つ、2つ、3つと申し上げておりますので、その点は割愛させていただきますが、それは先ほど申し上げられた一般質問の通告制度とか、内部打ち合わせの件とか、一番先ほど私が議事進行で申し上げたかったのは、一般質問中及び質疑中の資料請求は行わないという旨の、我々の議会運営委員会で皆様におはかりする旨の内容について、まだ決定はしておりませんが、先ほど決定したがごとく誤解を受けやすい発言があったものですから、それは我々議会の議員が本会議中、一般質問や質疑中に資料請求することは好ましくないから、それはやめましょうという提案でございます。執行部、いわゆる答弁側が答弁するために資料を準備したりするのに要することについては、一切我々はそういった内容については含んでおりませんので、誤解されていたのかなというふうに思っておりますが、我々議員側の資料請求についての提案であります。その点を誤解をされたかと思っておりますので、ご認識いただきたいと思っております。

以上、報告を終了させていただきます。

○議長（白岩征治君） 委員長報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

先ほど13番佐藤富男君から質疑がありまして、その答弁を総務課長に答弁をさせていただきます。

（「議長」という声あり）

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） その前に、今、議会運営委員長金田議員から、13番議員の質疑中に不適切発言があったから、一応おわびするということはあったんですが、その不適切発言というのはどんな発言だったのかもわからないし、私に対するおわびの言葉もない、中身、どういう不適切発言があったんですか。

○議長（白岩征治君） 今、13番佐藤富男君より、不適切発言の内容がよくわからないので、おわびの話がありましたということで、その内容の説明がわからないということです。金田君の説明を求めます。

8番金田裕二君。

○議会運営委員長（金田裕二君） 8番金田です。

私の不適切発言と私が解したのは、自分の議席に着座のまま、そんなことはまだ決めてないよというふうな、佐藤議員から、議運長がこんなこと決めたらなんなんというふうな、はっきり覚えていません、な発言が私のほうの顔を見ておっしゃったんで、私のほうで、そんなことはまだ決めてないよというふうなことを言ったように記憶しております。正式に質疑請求とか、そこで話した内容ではございません。

以上。（不規則発言あり）

私が着座のまま発した言葉でございますので、正式な議事録ではございませんが、気分を害されたとすればおわび申し上げます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君）　そういう話の内容であれば、私はとても許すことはできないし、容認できません。あれだけ、これだけの議会を混乱させて、長時間にわたって議事進行をある意味で妨害したというか、そして、私に対しても感情的になるようなことも言わせておいて、その程度で話が済むというなら、それはそれとして受け止めて、これからそういうことを含めてご質疑せざるを得ないと思います。

大体、これ議会運営委員会で改善についてというけれども、間違った文章なんですよ。誤字もあるし、間違っているんですよ。そういう間違った誤字の出たような案を議会運営委員会議長が出すこと自体まずいんで、間違っている部分がありますから訂正してください。もう一回全部見直してください。明らかに誤字がありますから。金田議員がそうやって謝らないのであれば、私も私なりに、私、自分から売らないけれども、売られたけんかを買うしかないということで質疑させていただきますが、まず、総務課長から答弁もらえますか。

○議長（白岩征治君）　総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君）　お答えいたします。

会の目的ということですが、会員相互の親睦と西郷村の発展を応援することを目的とすとしております。

それで、役員という話でしたが、会長は先ほどもうしました薄葉久さんという方で、元アサヒビールの副社長です。副会長が自然の家の元所長……（不規則発言あり）それで、（不規則発言あり）会計と事務に関しましては、この会に事務局を置き、理事または西郷村職員をもって充てるという規定にしておりまして、事務局長は私ということで、総務課のほうで事務を処理しております。会計は総務課職員ということにしております。（不規則発言あり）

収支決算でございますが、収入のほうは年会費66万円、それから事業会費50万3,000円、その他2万9,026円、合計で119万2,026円が収入となっております。支出のほうは同じく119万2,000円となっておりますが、内訳は報償が4万円、それから需用費が49万2,000円、端数はついておりますが、役員費が21万6,000円、使用料が38万4,000円、それと予備費という形で5万9,000円という形になっております。

○議長（白岩征治君）　13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君）　年会費の66万円はわかるんですが、この事業費50万3,000円については、これはどこからお金は捻出されているんですか。

○議長（白岩征治君）　総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君）　お答えいたします。

それは、事業、交流会をやったときに負担金をとっております。会費とは別に負担金をとっております、その金額でございます。

○議長（白岩征治君）　13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君）　そうすると、今回減額したその15万円というのは、この予算の中には入ってきてないんですね。入ってなくて、一時、予算をこれとったわけだし

よう、15万円。とっておいて、今回減額したんですか。違うんですか、もともと。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

補助金の15万円というのは、それは全く今回は使っておらず、補助そのものは一切ありません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そうではなくて、予算に15万円を計上していなければ、予算を15万円減額する必要はないでしょう。もともとプライマイゼロなんだから。これは予算計上をいつしたんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

当初予算で計上しておりますが、その後、県の交付金のほうで賄えるということで、それは一切使っておりませんので、今回落とさせてもらったということです。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） じゃなくて、結局、当初予算で15万円をとったと、これも東京にしごう会の経費として使おうということだったんでしょう。ところが、それは実際には県からのそういった負担なり補助があって、これは村のお金で使わないで済んだということですよ。しかし、当初の15万円予算を組んだときには、村の、いわゆる補助金の交付要綱に従って予算を組んだということでしょう。ただ、根拠条例がなくては予算は組めないでしょう。その交付要綱によって組んだんではないかということです。違うんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

補助金の交付に関する規則の範囲内で各事業に関しては要綱をつくって、そこから、その中でやるということになりますが、そういう形で要綱をつくる予定で予算を確保しておりました。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そういうことで、東京にしごう会、今回は村のお金を使わないで済んだということで、本当にこれご苦労さまですし、また、村を離れて東京、関東で活躍されている方々、そういった方々と親睦を深め、そしてまた村の応援を頼むということは非常に結構なことだと思いますし、これをまた村のお金を使わないでやるということが果たしてどうなのかな、当然これは村のほうのお金を使っても、私はある意味やっぱり適切ではないのかなという気がします。今回15万円の補助をなくしているということで、非常にやっぱり活躍の行動範囲も少し制約されるし、もっともっと拡大していくべきじゃないのかなという気はします。

そういうことで考えて、補助金についてなんですが、例えば今、村にはこういう補助金交付に関する規則というのが昭和49年7月1日にできたんですが、ちなみに農政課長、ちょっとお伺いしたいんですが、以前に追原にそばを打つということで、石

臼とか機械とかとかなり補助したことを私、予算、当時、委員だったんで、大いに結構だということで認めて、備品を買ったことがあると思うんですが、それはその後どうなっていますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

追原の、多分そば生産組合というふうな形で補助は出したと思います。その後は、今はそれなりにその団体が使用してやっていると思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そうすると、この石臼とか機具類、これはそばを加工する、つくる、その収益事業の設備投資だと私は思うんですね。収益事業、ある意味で。この規則でいうと、収益事業についてはきちんと実績報告を出して、利益があれば村に補助金を全部または一部返しなさいとなっておりますが、そういったものについての収益報告というのはありますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） それを出してから相当の年数がたっておりますので、昨年度の部分があるかということ、ないと思われませんが、ちょっと交付要綱、私も何年間までそれを出さなくちゃならないというのがちょっとわかりませんので、今この場で申し上げられませんが、耐用年数、例えば農機具だと普通は7年ぐらいなんです、その耐用年数が経過するまでは出ているかと思えます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そうすると、結局、村の補助金で買った設備、収益するための設備資金、設備補助金、これはその物品については、あくまでも村のほうで補助したわけですから、物品表というやつをつけて、それで村の管理台帳に当然載せなきゃならないんです。載せておいて、そして、その機械を使ってそれを食べさせた、販売したという、当然それに対する収益の実績報告を出していただいて、その売り上げから村のほうに幾らかでも返してもらうということになっているんですが、そういったことを事実、今までやってきましたか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

農業機械、例えばトラクターとか、一応そういうふうなところにも補助は出しております。その場合はあくまで機械の補助と、農業でその機械を使って米をつくれたよと、その米をつくれたから収益になったよと、そのような収益のことについての報告は受けておりません。今回そば組合……。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 農機具じゃないんですね。当時、当時職員でもまだ係長クラスだったから、まだわからないかもしれないけれども、あのときには何回か分けて、そういった農業機械もあるでしょうけれども、いわゆる店を出すときに、できたそばを石臼で、いわゆるそば粉をつくるという、その補助金も出しているんです。それ、

もろもろにして営業するための。だから、それは明らかな収益事業の補助金なんですよ。

ですから、それについて、自分たちが持ってきた機具と、それから、村から補助金もらったものというのは完全に区別をして、常にわかるようにをして、そして、その実績として、この機械を使って幾ら利益が出ましたということで報告しなきゃならないの。村のほうにですよ。そういった管理台帳にすら、それは入っていますか。その物品、石臼とか何かは。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

購入して補助を出したというような場合は必ず、今でもそうですが、機械に何々事業で買いましたよと、何年度何々事業で買った、補助しましたよというふうなやつはやっておると思うので、その当時もやったと思われま。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） では、その番号と、それから、当時の収益事業なんで売上金は幾らあって、幾ら収益があったのかということも、ちょっとここでお示し願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 先ほど最初言いましたが、相当数年数たっておりますので、この場で持っておりません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） では、すぐにそれ調べて報告してください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 時間必要かと思われまますが、相当数たっておりますので、その資料があるかどうかもちよっとわかりません。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 今、農政課長から、古い資料でなかなか見つからないというようなことで、後日調査をして、そして、富男議員のほうにあれしてはだめですか。

農政課長、答弁。

○農政課長（東宮清章君） 資料古いものですから、調査して、あった場合には報告したいと思いますが。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 1万円、2万円という補助じゃないんですよ。相当な金額を補助しているんですよ。この追原そば生産組合に。それについての、いわゆる資料がないとなったら、これ大変な問題じゃないですか。ましてや、これ収益事業でしょう。お店出すのにもそうです。石臼も当時、機械ではだめだから石臼にして、おいしいそば粉をつくりましようと思ったことですよ。それについてもそうだし、あとはその収益、あれは当然村のほうに補助金の一部返還、全部返還もあっても当然だと思わんですが、これについての、だから全然報告、多少ならわかるでしょう。

○議長（白岩征治君） 農政課長。



○農政課長（東宮清章君） 役場の場合もそうですが、国のほうもそうですが、補助金適正化法というのがございます。大体は完了報告をしてから、でき上がったというふうなことから8年というふうな形で大体はなっておりますが、補助事業の内容によっては、もっと長く義務というふうな形がございますが、補助金適正化法で言えば大体8年なものですから、まことに申しわけありませんが、何年ごろの話でしょうか、済みません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） だから、補助金を出してからの8年間の分ですよ。私が言っているのは、補助金の交付要綱によって、いわゆるそれだけのものを補助金で買っているわけでしょう。設備投資したわけでしょう。それを使って営業をやったわけでしょう。当然それについての営業収益についての報告は、あつてしかるべきじゃないですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 文書の保存期間というのが西郷村役場でも決まっております。その保存期間が過ぎてると、例えば20年前、30年前の資料を出せといっても、なかなか保存期間が、これが永久に保存しなきゃならないものとか、10年保存しなきゃならないものとかというのが決まっておりますので、そこがちょっと私のほうも今その段階で、これは永久に保存しなきゃならないやつだったから、もうとっておくものか、10年で破棄していいものかというのを判断できませんので、後日調べてからということではいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 後日ではだめだね。調べて報告してください。私これ、村長に今言っていて、補助金どうですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今、東京にしごう会の質疑からそばにいったんですけども、ちょっと関係ないので、既に終わったこと。だから、関係あるものに一つ限定をお願いしたいというふうに思う。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私は東京にしごう会の補助金の、いわゆる補助金を質疑したんですよ。だから、それと関連した補助金の追原のそば組合に対する設備資金の問題についてはどうなっているんですかと聞いたんです。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 確かに補助のことといえば、過去のこと何でもになってきます。そうすれば。

ただ、これは私もさっきからずっとお聞きしてて、無限大に広がることについては、やっぱりさっき議事進行円滑だとか、いろいろお話しされましたけれども、ちょっとそこからすると逸脱するではないのかと。ただ、ぜひということなので、今調べて後日ということなんで、そうだったらしようがないのかなと私も思っている程度ですよ。

ただ、今のやつは深入りすれば、議事進行とか何か、さっきの言ったことと違ってくるのかなど、違うんじゃないかと。議事進行の前に進めることと違くなってしまって、あらぬ方向に行ってしまうんじゃないかというふうに思います。（不規則発言あり）関連はします。中身は違うと、言葉尻は関係しますが、中身は違うと。東京にしごう会とそばと何の関係あるのかなど私は思っているんで、今。（不規則発言あり）補助金になると何でもできちゃう。（不規則発言あり）何でもできちゃったら、これ議会運営も議事日程も全部関係なくなっちゃうでしょう、何でもできたらば。だから、それはちょっとやり過ぎではないんですか。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、私もそれ調べてきたんですが、質疑に、いわゆる町村議会の場合は通告制をとってないんです。とってない。関連質疑は理論上はあり得ない。例えばいわゆる通告制をとっている場合はあり得ないと。しかし、町村の場合は通告制をとってないので、関連質疑を許すことはやむを得ないと、こういう議員必携に入っているんです。

私は補助金全般についての、例えば東京にしごう会もそうだし、ほかのものもそうだけれども、今、大石議員も農業委員会の問題で職務代理者が云々とあったけれども、やっぱりそれはそれとして関連してくる話だと思うんですよ。私はこういった補助金の問題について、実際どのように運営されているんだと、東京にしごう会はこうだったけれども、こちらについてはどうですかと聞いているだけですから。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 関連は当然できると思います。それに。ただ、上程されているかどうかです、問題。上程議案とどう関係あるのか。上程されている部分の中について東京にしごう会という質疑をされたので、それは別な方向にいつているではないかというふうに言っているわけ。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、私は村長が持っている人事権、予算編成権、そういったものの、いわゆる執行権について私は云々は言えないし、あと言いましたよ。ただ、今私がやっているのは、議会運営上の問題で、議会の運営上の問題で、それをいいとか悪いとか、これが審議してもいいとか悪いとかという議会の運営について、村長、執行者がああだこうだ言うのは問題あると思うんですよ。議長。この問題について大事ですから、きちんと議長のほうで整理してください。

○議長（白岩征治君） 村長に申し上げます。先ほど13番佐藤富男君から、会議規則の中で質疑は通告制をとってないので、これは関連はどこまで認めるかということなんですけれども、一応関連は認められるということになっておりますので、それらについて、（不規則発言あり）ちゃんと議員必携に載っていますので、（不規則発言あり）その点について制止することができませんので、質疑を続行いたします。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 村長が、例えばここで本当に私が執行権を侵害するようなこと

を議会で言うことはできないですよ。それが、執行権侵害はどこまでなのという線引きというのは、これは解釈にも方法にもよるし、物事にもよるし、ケース・バイ・ケースもあるし、非常に難しいですよ、これ。執行権侵害とか侵害でないというやつは。

だから、村長は、この議会運営についての権限はないんです。権限があつて議事整理権があるのは議長だけなんです。議長が発言を許せば発言できるし、議長がだめだと言えばこれはできないんです。議事整理権の範疇ですから。それを村長が、あなたの発言おかしいとか何とかと言ってくこと自体が、議会審議をあなたは妨害していると一緒でしょう。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のはちょっと違うんじゃないですか。妨害なんかしませんよ、私。（不規則発言あり）妨害なんかしませんよ。ただ、上程された議案とくつついていないので、それは別な方向に行っているのではないですかと、でも。それも十歩譲って、そして、今はないから、後であるかどうかを調べましょうというふうにお答えしてるやつ、それができないと言ったらば、どこまでもいっちゃうんじゃないですか。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） どうも村長わかってないようだね。議会審議の議事整理権というのは議長にあるし、また、私はこの時間の1時間なら1時間の範囲内で、一般会計補正予算についての質疑何ほでもできるんですよ。これからいっぱいやりますよ、できますよ。東京にしごう会以外にも。そのことについて何ほでもできるんです。補助金についてやりますからということで。総務課長、この補助金というのはよくわからないけれどもどういう性質のものだと、これできますよ。関連して。その中でもできますよ。だから、やろうと思えばできるんです。

だから、そんな村長出てきて私のことで、あなたが言っていることが間違っているだの、拡大解釈だのと、そんなことを一々あなたが言う必要はないんですよ。それは議長が私に対して議事整理権の中で、佐藤議員、これは関連質疑の中でもちょっと逸脱しているから抑えてくれ、こうしてくれと言われるのであれば、それはそれとして私も議長の判断、最終的には従わざるを得ないですよ。それを執行者側の、議決権側の、私らが言っていることを執行者が、それをだめだとか逸脱しているとか拡大解釈していると言うこと自体がおかしいでしょう、これ。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） じゃ、議事整理権は議長ですから、それはそのとおりだと思います。

ただ、答弁するほうもやっぱり準備が必要です、何でも。でも、今みたいに、では、東京にしごう会からそばの備品とか何かまで入れたら、全然関係なくなってしまうでしょう。そしたら時間もかかるし、それで、すぐにお答えできないから、じゃ調べて後でと言ったやつがだめだというんならばどこまで時間がかかるんですか。時間がかかって、どこまでかかるんですか。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 村長、東京にしごう会はもう質疑は終わっていますので、質疑は

終わってますから、今はそば組合の予算の……（不規則発言あり）

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） これの一線だけは絶対超えちゃだめなんですよ。私らは執行権を侵害もしたくないし、しないし、これは執行権は生じていない。

だけれども、以前にも村長が、議会の運営委員会で決まったことを委員長、議長が報告した後に、村長が手を挙げて異議ありと言ったんですよ。そういう、まさに議決権を侵害していることを平気でやっているわけですよ。村長は前回も。これ議事録に載っかっていますよ、はっきりと。でしょう。言ったでしょう、異議ありと。やったでしょう。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議事を侵害したとか、侵害していませんよ。私は意見を述べているだけですから。私は全体ここに、当事者としてここにいて、そして、そういう推移を見ていて意見を述べるとは何だ、ただ、侵害したと言われちゃうと、そういう意味ではない、それは決める人は別だと。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） あのとときも、いわゆる議会の延長の問題のときに、議会運営委員会を開いて、これこれしかじかという理由でこれを議長は時間を延ばす、延会するという話をたしかあのとときはしたと思う。そのときに村長が手を挙げて異議ありと言って、檀上の答弁席に来てその問題点を言って、議会運営委員会の決まったことにした議事運営について口出ししたんですよ、事実。

だから、それが意見を述べたこと自体がおかしいでしょう。じゃ私が人事権の問題で、じゃ職員採用しろとか、あの職員は首にしろとかということを私がここで意見を述べていいんですか。ここで述べていいんですか。できるわけないでしょう、そんなこと。

それがだから、議決権、二元代表制の中の、いわゆる議決権側と執行側の守らなきゃならない最大限のルールなんですよ、これは。そのやつに食い込んできているから、俺はおかしいと言っているんです。あくまでも議会運営は議長なんですよ、裁量権は。だったら、議長裁量に従ったらいいんじゃないですか。一々ぐずぐず言わないで。言ったでしょう、ぐずぐず私が今質疑しているのに、手を挙げてきて、挙手して。（不規則発言あり）だから、その意見そのものがぐずぐずでしょう。

○議長（白岩征治君） 静粛に。

（「議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 10番。

議長に、今の議案の件なんですけれども、ちょっと議案の案件からそれているようですので、もうちょっと議長のほうから整理して、ちょっと個人的なほうに行っていますので、ひとつよろしくお願ひします。進行願ひ。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ちょっとここで暫時休議いたします。

（午後1時37分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時46分）

○議長（白岩征治君） 先ほど、13番佐藤富男君の質疑の中で、農政課長に答弁を求めたところですが、補助金のやつの今までのやつを全部出せというようなことで質問がありまして、農政課長と今お話をしたんですけれども、もうそのあれはないというようなことで、ここで一概に答弁することはできないということで、後日よく調べた中で報告するというので話がありましたので、それで了解していただければお願いしたいと思うんですけれども、いかがですか。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 議長が、村長のそういった議決権側の、いわゆる二元代表制、本当にお互いに守らなきゃならない、議決権側の自主性、それを執行部は守らなきゃならないし、また、我々議決権側は執行者の執行権を守らなきゃならないと、この一線を議長がきちんと切ってくれたということに私は免じて、後日、農政課長のほうから物品の物品表、確認していただきたいと。そうしたのもまた現実的に収益事業のはずですから、この補助金の17条ですか、失礼しました、17条じゃないです。収益事業としてあったものについては、一部または全部を村のほうに納付しなさいという条項入っていますね、規則が入っていますね。それにのっかってそれを実施してきたのかどうかを確認をしていただきたい。そして、現在のその機具について、きちんと組合のほうに村側からそれを譲渡を、正式な文書をとって譲渡してあるのかどうかも含めて、その完了報告を受けながらやったのかどうかについては、きちんと確認をしていただきたいということをお願いします。そういうことで、この追原の問題についてはまた後、後日、農政課長のご回答を待ってから、また質疑、また質問をしたいと思います。

あと、東京にしごう会につきましても、どうか村側も、やはりより以上発展するようにはひとつ頑張りたいということをお願いを申し上げて、質疑を終わります。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番、議事進行で議長にお伺いいたします。

84号の一般会計補正予算の私の質疑の段階で、何条の何項によって発言を差し控えるような、議長のほうから議事整理権が出たと思うんですが、それも議長の整理権も取り消していただかないと、今後の議会に支障があると思うので、判断をしていただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君より議事進行がございまして、先ほど私が申し上げました農業委員の職務代理、その件について、ちょっと予算と自分なりに関係なかったのかなと思ったものですから、お話を申しただけでありまして、別に制止を

したということではなくて、その辺を考えて質問を変えていただきたいというようなことを申しましたと思うんです。だから、それが、もし私なりが間違っていたのだったら、それはそれとして、おわびをするしかないと思うんですけれども。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度、議長にお伺いいたします。

おわびは要らないんです。結局、今13番議員が質疑して、段階で大丈夫だろうという感じに来てますよね。私は、農業委員会の職務代理者の1点でやってきているんです。それで、何条の何項によって差し支えがあるという議事整理権が議長のほうから言われたということなので、どちらが本当なんだということなんです。幅広くやっていいのかと、あとは最初私に言った整理権のほうが本当なのか、その辺をはっきりしていただかないと、一方では条例法で押してきて、一方では大丈夫だろうと、これでは議会になりませんから、議長の判断をもう一度仰いで、もし議長がおわびするというんでしたら、私に対しての議長発言を取り消していただきたいと、そのように思うんですが、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君にお答えいたします。

先ほども言ったように、私もこれは補正予算なものですから、上程された議案に対して今の農業委員の職務代理というお名前が出てきて、ここでそれが適切であったのかなということで、私は予算とは関係なかったのかと思ったものですから、それともう一つは、今13番が言われた関連、13番の関連質疑で、これは二元代表制であって、通告制になっていないんです、質疑が。（不規則発言あり）わかります、それは。それで、上程された議案の中で関連質疑は認められるんですよ。（不規則発言あり）ということで、それを先ほど申したとおり、それが範囲に広がっちゃうと、なかなか收拾つかなくなると。

○14番（大石雪雄君） 議長、補正予算見ましたか。見てますか。21ページ開いてください。説明の中に農業委員会会長職務代理者報酬とあるんです。これ何が逸脱しているんですか。今も説明で何回も、関係ないでしょうと議長は言っているようですが、正当なやつを質疑している間に議長は私に苦言を刺しているんですよ。今の説明によれば、この件に対して逸脱していると言ってますけれども、私は何で逸脱しているんですか。

○議長（白岩征治君） ただ、私も勘違いもしていたと思います。

○14番（大石雪雄君） だから議長は、今後の議会が大事なんです。今日はいいでしょう、これで。もうすぐ散会になりますから。ですが、片っ方、正当な説明によって質疑しているやつを第何条の何項によって質疑ストップのような話をしているでしょう。そして片っ方は、村長がちょっとおかしいんじゃないかと言ってもそのまま通っているでしょう。どちらにするんだということなんです、これから先。でしょう。だから、議長の見解をそこを伺いたいんです。関連も大丈夫ですと言ってくればば、私は何を言いたかったかという、これを大々的に言って、教育委員が1人3か月ももう遅れているんですよ。それを聞いたかったんです、私、実際のところは。そういうことで。

○議長（白岩征治君） わかりました。それについては取り消しさせていただきます。申しわけありません。

それでは、ほかにございませぬか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第84号「平成27年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」について、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号～議案第87号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第5、議案第85号から日程第7、議案第87号まで議案3件を一括して議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本3議案について一括し採決を行います。

本3議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、本3案は原案のとおり可決されました。

◎諮問第2号に対する質疑、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、追加日程第1、諮問第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この件について意見のある方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 発言なしと認めます。意見を終結いたします。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任である旨の意見を添えて答申することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認め、諮問第2号については、適任であるとの意見を添えて答申することに決定いたしました。（不規則発言あり）わかりました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第8、請願・陳情に対する委員長報告であります。請願第4号に対する委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、佐藤厚潮君。

○文教厚生常任委員長（佐藤厚潮君） 5番。文教厚生常任委員会委員長審査報告いたします。

本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願1件につきまして、12月2日本会議終了後、第2会議室におきまして委員全員出席のもと委員会を開催し、内容を審査いたしました。

厳正なる審査の結果、請願第4号「公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める請願書」につきましては、採択すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

○議長（白岩征治君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第4号「公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める請願」に対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで発議1件が提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。



(午後 2 時 0 2 分)

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（発議第 8 号）

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました発議 1 件につきましては、日程第 8 の次に追加日程第 2、発議第 8 号とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎発議第 8 号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） ただいま日程に追加されました発議第 8 号は、先ほど採択されました請願に伴う意見書の提出の議案でありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第 8 号「公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について」、賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第 9、議員派遣の件を議題といたします。

本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則 129 条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりをいたします。

お手元に配付されたとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第 10 から第 13 までの各委員会の閉会中の所管事務調査及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長からの会議規則第 75 条の規定により、所管事務調査及び所掌事務調査等について継続審査の申し出がありました。

おはかりをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては議長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては議長に委任いただくことに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（白岩征治君） これで会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（白岩征治君） これをもちまして、平成27年西郷村村議会第4回定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

（午後2時04分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月11日

西郷村議会 議長 白岩 征治

署名議員 真船 正康

署名議員 鈴木 勝久